

時事新報

第二千五百六十五號
明治三十三年二月十四日(金曜日)
舊曆己丑閏二月廿五日(丙寅)
發行所 東京市本町三丁目
電話 二二二二
印刷所 東京市本町三丁目
電話 二二二二
西曆一千八百九十年

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日休刊セズ其代價選
送廣告料ハ左ノ如シ
一 枚二錢 一月五錢 三月十錢 六月十五錢 一年三十錢
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
一月十五錢ノ送付料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五字	一日限	六日以上	七日以上
一行二行	十二日限	十一日限	十日以上

月曜日并大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達のためには此場合に新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外も貼用する郵
便印紙の代價を申受く可し

時事新報

裁判所構成法

兼て其筋にて編纂中なる新法の随一と聞へたる裁判所
構成法は去る八日を以て公布されたり法典編纂の利害
に就ては我紙上に於ても屢々意見を陳述したれども既
に發布の今日とありては今更何言を費すの要もなければ
茲に新法の大要を就て聊か概評を加へんや抑も新法
は第一編裁判所及検事局、第二編裁判所及検事局の官
吏、第三編司法事務の取扱、第四編司法行政の職務及
監督権の四編一百四十四條を以て従来の成法と比較す
るに官吏の資格任用(第二編)事務の取扱(第三編)及び
其職務監督権(第四編)等に於ては多少改良變更の處も
なきにあらざり雖も其大體に至りては在來のものに差
したる變化もなく唯是迄隨時公布したる勅令法律等に
定めたる條々を一纏めとせし之に多少の改良を施し更
に周密を加へたるものに過ぎざるのみ左れば新法の主
眼とも云ふ可きものは第一編たる裁判所の項にして此
點に於ては従前の成法に對し著るしき相違を見る可し
先づ第一は裁判所の名稱の變化にして通常裁判所の種
類を第一區裁判所(元の治安裁判所) 第二區裁判所
(元の始審裁判所) 第三區裁判所(元の債) 第四區裁判所
(元の債)の四種となし四種の法廷とも其名の下に民事
刑事を裁判し違審罪裁判所(治安裁判所に開く) 輕罪
裁判所(始審裁判所に開く) 重罪裁判所(控訴裁判所
又は始審裁判所に開く) 高等法院等の名稱を以て廢し
たり而して其最も重要な裁判法、裁判權、控訴方法
の改良にして此三點を即ち新法の精神とする所から
んれば今左に順を追て對照評議せんは第一裁判法
は

官報

○昨日の官報欄内大藏省令第三號第十九條中滿額は濟
額の誤植なりと昨日の官報に正誤せり

朕水道條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十三年二月十二日

内閣總理大臣兼內務大臣伯耆山縣有朋

水道條例

第一條 水道トハ市町村ノ住民ノ需要ニ應ジ給水ノ目
的ヲ以テ布設スル水道ヲ云ヒ水道用地トハ水源、貯
水池、濾水場、唧水場及水道線路ニ要スル地ヲ云フ○第
二條 水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ
布設スルコトヲ得ス○第三條 市町村ニ於テ水道ヲ布
設セントスルコトキ其目録見書ニ左ノ事項ヲ詳記シ地
方長官ヲ經テ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ○第一 水道
事務所ノ所在地○第二 水源ノ位置(河川池湖又ハ堀井
ノ別其周圍ノ概況)及其水道線路及但圖面又ハ掘井
ノ地名貯水池、濾水場、唧水場ノ位置但圖面ヲ添フヘシ
○第三 給水ノ區域其人口及其一日ニ對スル平均給
水量○第四 人口増殖及多量ノ水ヲ用フル製造場等
對スル給水量増加ノ見込○第五 水壓ノ概算○第六 工
事方法○第七 起工並竣工期限○第八 工費ノ總額其收
入支出ノ方法及其豫算○第九 水料ノ等級、價格、水料
徴收ノ方法及其豫算○第十 第四條 內務大臣ハ前
條ノ圖面書類ヲ審査シ不都合ナシト認ムルコトキハ水道
布設ノ認可狀ヲ與フヘシ○第五條 水道用地ハ國稅地
方稅ヲ免除ス○第六條 官有ノ土地ニシテ水道用地ニ
必要ナルモノハ之ヲ拂下ケ又ハ貸付スヘシ○第七條
水管ヲ官有地又ハ公道ノ地下ニ布設セントスルコトキハ
當該官廳ノ許可ヲ受クヘシ○第八條 地方長官ハ隨時
當該官吏又ハ技術員ヲ派遣シテ水道工事及水質水量ヲ
検査セシメ其設備修理ヲ要シ又ハ水質不良水量不足ヲ
認ムルトキハ地方衛生會ノ議定ヲ經テ相當ノ豫定期
日ヲ定メテ之ヲ改良ス市町村ニ命スヘシ○第九條 市
町村ハ工事落成又ハ設備修理了リタルトキハ地方官
廳ニ届出検査ヲ受クヘシ○第十條 水道ノ給水ヲ受ク
ル者ハ水質水量ノ検査ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

家事内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接

○第十一條 家事内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接
續スル細管ハ市町村ノ所定ニ從ヒ之ヲ設置シ其費用ハ
水道ノ給水ヲ受クル家主ノ負擔トス○第十二條 市町
村ノ水道掛ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ内ニ於テ家屋
内ノ給水用具ヲ検査スルコトヲ得但水道掛ハ其證書ヲ
携帶スヘシ○第十三條 市町村長ハ水道掛ノ報告ニ依
リ家屋内ノ給水用具不完全ナリト認ムルトキハ相當ノ
猶豫期日ヲ定メテ之ヲ修繕スルヲ命スヘシ○第十四條
其修繕ヲ怠ルコトキハ市町村ニ於テ之ヲ修繕シ其費用ヲ
徴收スルコトヲ得○第十五條 家主ハ家屋内給水用具
ノ設置又ハ其修繕了リタルトキハ市町村ノ水道掛ニ
届出ツヘシ水道掛ハ速ニ之ヲ検査スヘシ○第十六條
市町村ハ一家専用ノ給水用具ヲ設クル能ハサルモノ、
爲メニ共用給水器ヲ設置スヘシ○第十七條 市町村ハ消
防用ノ爲メニ消火栓ヲ設置スヘシ○第十八條 市町村ハ消
水ハ水料ヲ徴收スヘカラス

陸軍軍官官等表

陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

御名 御璽

明治三十三年

陸軍大臣伯耆山縣有朋

陸軍軍官官等表

勅令第十三號
陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

御名 御璽

明治三十三年

陸軍大臣伯耆山縣有朋

陸軍軍官官等表申追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勅令第十四號
海軍糧食條例

第一條 海軍糧食ハ艦船醫官學校病院監獄ニ在ル軍人
軍屬ニ給スルモノトス○第二條 海軍糧食ハ左ノ量額
ヲ以テ最上ノ限トシ毎一週間毎一人ニ之ヲ給ス

麵粉	九百二十
穀類	四百二十
豆類	四百二十
茶葉	四百二十
砂糖	四百二十
食油	四百二十
醬油	四百二十
胡椒	四百二十
鹽	四百二十
其他	四百二十

勅令第十五號
海軍在外國學生

第一條 在外國學生
學費金ヲ給ス○第二條
クハ在官者ニシテ
額ニテ不足スル場
金ヲ給スルコトヲ得
海軍大臣之ヲ定ム
月一日ヨリ施行ス

勅令第十六號
華族女學校

第一條 華族女學校
午前十一時三十分
十分御眞影ヲ奉拜
等(扶桑の海洋藝
カ)唱歌(五日の風
顧問官徳川公爵山
其他數十名ノ參會
○東京職工學校の
夫より今日に至る
云々倍是迄機械科
ものあり同校生徒
職を交換する所々
保賜氏其他の有志
け去る十一月正午
第一區學政場に會
應あり夫より雪
なりし

○文部省製本工
奉大藏文部兩省の
事とありて文部省
て事業を繼續セ
めるや否協議中の
省に有して事業
るべしとの議あり
○宮城縣の貴族院
櫻井ノ撰權を有
大庭善右衛門
伊澤平藏 米竹
菊地兼藏 佐藤

ルモノトス○第五
必要トスルハ第五
每一人ニ火酒六勺
メ下士卒ニ糧食ヲ
キハ五人毎ニ其内
ニ代ハ給スルコト
テハ食事ノ度數ニ
コトヲ得

士卒從僕刺刺夫
配給スルコトヲ得
ニ依リ支給スル金
額ヲ以テ之ヲ定ム
戰時事務及航海ノ
内ノ長額ヲ貯藏ス
海軍大臣之ヲ定ム
四月一日ヨリ施行

朕海軍在外國學生
勅令第十五號
二月十二日

海軍大臣伯耆山縣有朋